

独占禁止法教室とは何ですか？

身近な消費生活を中心に、経済活動の意義を理解できるよう、市場経済の仕組みや競争の重要性等について説明する出前授業です。

どのような内容を学習しますか？

社会科科目の単元「市場経済」に関する内容で授業を行います。

【関連キーワード】市場経済、競争、需要、供給、価格、独占、カルテル、独占禁止法、公正取引委員会etc…

どのような授業を行いますか？

シミュレーションゲームや、身近にある事例を通じて、一方的な講義ではなく、生徒自ら考え方発表するなどして双方向的な授業形式で進め、実際に市場経済のメリット等を体験し、理解を促します。

【ゲームのイメージ】消費者（需要者）、生産者（供給者）に分かれ、価格・サービスを出し合い、市場における競争を体験

【北海道地区】

- ・北見市立上常呂中学校
- ・北海道教育大学附属函館中学校
- ・北海道旭川商業高校
- ・北海学園大学
- ・北星学園大学
- ・小樽商科大学

【東北地区】

- ・青森市立油川中学校
- ・新庄市立八向中学校
- ・仙台市立上杉山中学校
- ・岩手県立千厩高校
- ・秋田県立新屋高校
- ・福島県立郡山萌世高校
- ・東北大
- ・福島大学
- ・弘前大学

…ほか多数の教育機関で開催！

| 全国の開催状況 | | | |
|---------|------|------|------|
| 学校/年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 中学校 | 58回 | 61回 | 57回 |
| 高校 | 46回 | 54回 | 56回 |
| 大学 | 110回 | 121回 | 120回 |

授業の様子（実施例）その①



シミュレーションゲーム
(体験型学習) の様子



～シミュレーションゲームの例～

- 生徒は企業側数班、残りを消費者側で分かれます。
- 企業側の生徒は、どういった価格・サービスなら消費者を他の企業より獲得できるか、「競争カード」を使って作戦を立てます。
- 消費者はどの企業から買いたいか挙手し、一番消費者を獲得できた企業が勝者です。その後、1回目の結果を踏まえて企業が作戦を練り直し、2回目のシミュレーションを行います。
- その後、不正を取り締まる公取委職員に扮して模擬立入検査、事情聴取を体験します。

授業の様子（実施例）その②

グループ同士で話し合いを行い、それ
ぞれの結果を書いている様子。

※ 少人数の選択授業でも開催しています。



講義形式でも行っています。
※ 写真は大学での授業風景

生徒

日本の市場経済についての仕組みや実際に価格交渉する場面などをわかりやすく説明してくださりありがとうございました。これから独占禁止法などについてより理解を深めていきたいと思います。（高校生）

普段何気なく買い物をしたりフリマで物を売ったりすることも経済活動の一部であるということをはじめて知りました。不公正な取引は良くないと思います。そして買い物上手になりたいです。劇が面白かったです！！（中学生）

競争に勝つために何でもして良いということではなく、ルールを守って公正で自由な競争をして、よりよい経済発展を目指していることが分かりました。（高校生）

公正取引委員会の説明を聞くことが今回が初めてで自分が思っている以上に公正取引委員会は重要な役割、活動をしていることが分かった。だから今後は独占禁止、競争、カルテルについてニュースなどを通して十分に関心を持っていこうと思った。（大学生）

先生

独占禁止法についての考え方や、消費者保護について分かりやすく解説されていて大変参考になりました。生徒たちはグループワークでは活き活きと活動していたので、50分が短く感じたようです。

生徒たちはもちろんですが、私達教員も大変楽しく勉強させていただきました。今後また是非お願いしたいと考えております。

3人の講師の先生にぐいぐい引っ張っていただき、日頃の学習活動をさらに深化させることができました。

消費者目線で市場経済の良いところ（特徴）を確認し、今度はシミュレーションゲームで販売する側に立ち「競争」ということを体験しました。短い時間でしたが、分かりやすくまとめていただき大変有意義な学習ができたと思います。生徒達も楽しみながら学習することができていたと思います。

| 時間 | | | 内容 | 内容 |
|-------|-------|-----|-----------------------------------|--|
| 14:50 | 14:55 | 5分 | 授業開始。先生から出前授業の紹介。 公取委職員の自己紹介 | |
| 14:55 | 15:00 | 5分 | 導入。経済活動、市場の説明 | 社会の経済の仕組みを身近な例で説明します。 |
| | | | 【参加型】シミュレーションゲーム1回目 | 小道具「競争カード」を使って、3グループ（事業者）には、より多くの消費者を獲得できるよう戦略を考えてもらい発表します。 |
| 15:00 | 15:15 | 15分 | 【参加型】シミュレーションゲーム2回目 | 消費者（グループ以外の生徒）は、どのグループから商品を買いたいか拳手してもらいます（1回目の結果を踏まえ2回目を行います。） |
| | | | 競争のある市場のメリットなど、まとめ | 競争が機能してメリットを身近な例で紹介し理解を促します。 |
| 15:15 | 15:20 | 5分 | 競争のない市場のデメリット 独占禁止法、公正取引委員会の仕事 | 競争がないと、消費者にどのようなデメリットがあるか、身近な事例で紹介します。 |
| 15:20 | 15:30 | 10分 | 【寸劇】模擬立入検査、事情聴取 | 違反を行っている会社に立ち入り、証拠を入手して事情聴取する様子を寸劇します。 |
| 15:30 | 15:35 | 5分 | 公正取引委員会の紹介、まとめ | 実際に使用している「審査官証」を使います。 |
| 15:35 | 15:40 | 5分 | 質疑応答 | 授業のおさらいをします。 |

※ 構成例は一例です。開催に当たって、開催校の御希望等を踏まえて構成します。

1コマの時間で行うほか、2コマ連続（50分×2コマ＝100分など）やクラス合同で行うことも可能です。

まずはお電話を！

- ・参加人数は問いません。複数クラスはもちろん、10名未満の選択学習クラスでも開催可能です。
- ・開催日は柔軟に選択できます。例えば、1日に複数のクラスで開催することや、複数日に分けて開催することも可能です。
- ・授業科目は問いません！公民等の社会科目はもちろん、総合学習でもお受けします。
- ・丁寧かつ平易に説明させていただきます。事前の授業の進み具合は問いません！
- ・同様に、使用する資料の予習も不要です。
- ・授業内容で御要望がございましたら、打合せの上対応させていただきます（例：経済の仕組みを重点的に。コンプライアンスを説明して。将来の職業選択として国家公務員になるにはどうすればいいの？etc・・・）。

担当教諭の皆様にご面倒をお掛けすることはほとんどありません！

- ・出張旅費、謝金等の費用やそれに係る事務は一切不要です。
- ・開催要請といった文書作成は不要です。
- ・当日必要になるものは当委員会が全て用意いたします。

開催！

担当・連絡先

【北海道】

北海道事務所総務課
TEL : 011-231-6300

【東北】

東北事務所総務課
TEL : 022-225-7095



公取委マスコット
「どっきん」



<https://www.jftc.go.jp>



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel

公取委 独占禁止法教室



独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 企業が競争をやめてカルテルを結ぶと私たちの暮らしにどのような影響が及ぶのかが分かった。(生徒)
- 独占禁止法がどれだけ大切な法律なのか知ることができた。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

| 年度 | 中学校 | 高校 | 大学 |
|--------|------|------|-------|
| H29 年度 | 58 校 | 46 校 | 110 校 |
| H30 年度 | 61 校 | 54 校 | 121 校 |
| R1 年度 | 57 校 | 56 校 | 120 校 |

【お問い合わせ先】

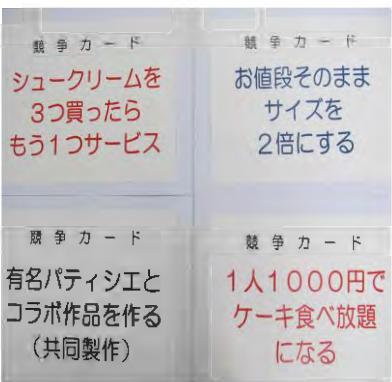
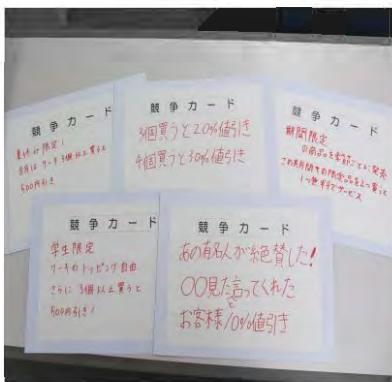
公正取引委員会事務総局中部事務所

総務課 担当：塚本、大山

TEL 052-961-9421 (直通)

授業構成

※以下は参考例であり、開催校の希望に応じて、内容が変更になる場合があります。

| 時間 | 授業内容等 | 生徒の学習活動 |
|--------|---|---|
| 導入 10分 | <p>【キーワードを示して理解目標の設定】</p> <p>➢ 市場経済 ➢ 競争 ➢ カルテル ➢ 独占禁止法 ➢ 公正取引委員会</p> | 市場経済の仕組み、競争の必要性、独占禁止法の概要等を総合的に理解してもらいます。 |
| 展開 20分 | <p>【ゲームを通じてのキーワードの理解】</p> <p>クラスを複数のグループに分け、他のグループと価格競争やサービス競争を行い、消費者を獲得するゲームを行います。</p> <p>① 消費者としてサービスの異なるケーキショップからどのサービスのお店でケーキを購入したいか選んでもらいます（サービスの内容については講師があらかじめ用意します。）。</p> <p>② 各グループはケーキショップ（事業者）となり、①のケーキショップのサービスより魅力的なサービスを考えて、より多くの消費者を獲得できるよう販売方法（競争カード）を考えもらいます。そして、各グループの代表者に消費者（クラスメイト）の前で、より多くの顧客を獲得できるよう、競争カードの内容についてCM（プレゼンテーション）をしてもらいます。各グループのCM後に、①と同様、消費者としてどのケーキショップでケーキを購入したいか選んでもらいます。</p> <p>①</p> <p>【①のサービス例】</p>  <p>【②で実際に生徒が考えたサービス】</p>  | 競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解してもらうとともに、独占禁止法違反行為による消費者のデメリットについても理解してもらいます。 |

| 時間 | 授業内容等 | 生徒の学習活動 |
|---------|--|--|
| 展開 ② | 5分 【実例紹介】 身近な商品等についての「独占」や「カルテル」などの実例等を紹介します。 例:旅行会社による修学旅行の価格カルテル事件 小売店が野菜を1円で継続的に販売したことによる不当廉売事件 アイスクリーム製造販売会社が小売店に行った再販売価格の拘束事件 | 独占禁止法が日常生活に結び付いていることを実感して、問題意識を高めてもらいます。 |
| 展開 ③ | 10分 【模擬立入検査・模擬事情聴取】 公正取引委員会の審査官(検査担当)となって、独占禁止法違反の疑いのある会社への立入検査や会社の担当者への事情聴取を体験してもらいます。 立入検査をするときには「審査官証」を相手方に提示する必要があります。生徒には、実際に公正取引委員会の審査官が使用する「審査官証」(レプリカ)を使った模擬立入検査を行ってもらい、模擬事情聴取により会社の担当者(供述人)から「供述調書」に署名押印をもらいます。 例:先生→違反した会社の社長(担当者)役、 生徒→公正取引委員会の審査官役(2名) | 公正取引委員会の業務を体験することにより理解してもらいます。 |
| まとめ | 5分 【まとめ】 ★市場経済の仕組み ★企業間競争の重要性 (競争による消費者の利益) ★独占禁止法の役割 【質疑応答】 |  授業のまとめを行うとともに、授業中の疑問点等について解消してもらいます。 |

令和元年度（平成 31 年度）における中部事務所の独占禁止法教室開催実績
(高等学校及び中学校)

| 番号 | 開催日 | 学校名 |
|----|----------------------|-------------------------------|
| 1 | 令和元年 6 月 11 日 | 岐阜県立大垣商業高校 第 1 学年 |
| 2 | 令和元年 6 月 18 日 | 愛知県立新城高校 第 3 学年 |
| 3 | 令和元年 7 月 9 日 | 岐阜聖徳学園高等学校 第 1 学年 |
| 4 | 令和元年 9 月 24 日 | 藤枝北高等学校 第 3 学年 |
| 5 | 令和元年 9 月 25 日 | 愛知県立大府高校 定時制第 2 学年 |
| 6 | 令和元年 10 月 4 日 | 岐阜県立坂下高等学校普通科 第 3 学年 |
| 7 | 令和元年 10 月 7 日 | 名古屋市立はとり中学校 第 2 学年 |
| 8 | 令和元年 10 月 10 日 | 岐阜県立郡上高等学校 第 1 学年総合農業学科群 |
| 9 | 令和元年 10 月 18 日 | 三重県立四日市南高等学校 経済学部・法学部志望者 |
| 10 | 令和元年 10 月 23 日, 30 日 | 静岡県立静岡商業高等学校 第 3 学年 |
| 11 | 令和元年 10 月 29 日 | 愛知県立豊橋商業高等学校 第 2 学年及び第 3 学年 |
| 12 | 令和元年 11 月 15 日 | 岐阜県立恵那南高等学校 |
| 13 | 令和元年 11 月 26 日 | 岐阜県立岐阜各務野高等学校 |
| 14 | 令和元年 11 月 26 日 | 暁中学校・高等学校 第 2 学年 |
| 15 | 令和元年 12 月 6 日 | 磐田市立神明中学校 第 3 学年 |
| 16 | 令和元年 12 月 11 日 | 静岡県立静岡商業高等学校 第 3 学年 |
| 17 | 令和元年 12 月 14 日 | 名古屋女子大学中学校高等学校 第 2, 第 3 学年 |
| 18 | 令和元年 12 月 24 日 | 藤枝市立葉梨中学校 第 3 学年 |
| 19 | 令和 2 年 1 月 14 日 | 三重県立紀南高等学校 第 1 学年 |
| 20 | 令和 2 年 1 月 17 日 | 静岡県立浜松商業高等学校 第 2 学年 |
| 21 | 令和 2 年 1 月 18 日 | 名古屋女子大学中学校高等学校 中学第 1 ~ 第 3 学年 |
| 22 | 令和 2 年 1 月 21 日 | 静岡学園中学校・高校 SGT 講座希望選択者 |
| 23 | 令和 2 年 1 月 25 日 | 名古屋女子大学中学校高等学校 第 1 学年 |
| 24 | 令和 2 年 1 月 31 日 | 岐阜県立池田高等学校 第 1 学年 |
| 25 | 令和 2 年 2 月 3 日 | 岐阜聖徳学園大学附属中学校 第 3 学年 |
| 26 | 令和 2 年 2 月 4 日 | 静岡県立静岡商業高等学校 第 2 学年 |
| 27 | 令和 2 年 2 月 18 日 | みよし市立北中学校 第 3 学年 |

平成 30 年度における中部事務所の独占禁止法教室開催実績
(高等学校及び中学校)

| 番号 | 開催日 | 開催対象 |
|----|------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 平成 30 年 5 月 7 日, 14 日 | 愛知県立名古屋西高等学校 第 1 学年 |
| 2 | 平成 30 年 6 月 11 日 | 愛知県立新城高等学校 第 3 学年 |
| 3 | 平成 30 年 9 月 6 日 | 石川県立松任高等学校 第 3 学年 |
| 4 | 平成 30 年 9 月 26 日, 28 日 | 愛知県立惟信高等学校 第 3 学年 |
| 5 | 平成 30 年 10 月 5 日 | 岐阜県立坂下高等学校 第 3 学年 |
| 6 | 平成 30 年 10 月 16 日 | 愛知県立豊橋商業高等学校 第 2 学年及び第 3 学年 |
| 7 | 平成 30 年 10 月 23 日 | 三重県立四日市商業高等学校 第 3 学年 |
| 8 | 平成 30 年 11 月 7 日 | 学校法人 愛知真和学園 愛知啓成高等学校 第 2 学年及び第 3 学年 |
| 9 | 平成 30 年 11 月 16 日 | 土岐紅陵高等学校 第 3 学年 |

| 番号 | 開催日 | 開催対象 |
|----|-------------------|----------------------|
| 10 | 平成 30 年 11 月 30 日 | みよし市立南中学校 第 3 学年 |
| 11 | 平成 30 年 12 月 3 日 | 名古屋市立北山中学校 第 3 学年 |
| 12 | 平成 30 年 12 月 5 日 | 富山県立富山商業高等学校 第 3 学年 |
| 13 | 平成 30 年 12 月 6 日 | 岐阜県立加茂高等学校 第 1 学年 |
| 14 | 平成 30 年 12 月 7 日 | 美浜町立河和中学校 第 3 学年 |
| 15 | 平成 30 年 12 月 12 日 | 愛知県立一色高等学校 第 3 学年 |
| 16 | 平成 30 年 12 月 13 日 | 岐阜県立関有知高等学校 第 1 学年 |
| 17 | 平成 30 年 12 月 17 日 | 岐阜県立岐阜各務野高等学校 第 2 学年 |
| 18 | 平成 31 年 1 月 17 日 | 岐阜県立武義高等学校 第 3 学年 |
| 19 | 平成 31 年 1 月 24 日 | 岐阜県立池田高等学校 第 1 学年 |
| 20 | 平成 31 年 2 月 1 日 | 名古屋市立北高等学校 第 1 学年 |
| 21 | 平成 31 年 2 月 12 日 | 安城市立安城南中学校 第 3 学年 |
| 22 | 平成 31 年 3 月 12 日 | 愛知県立明和高等学校 第 1 学年 |

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

※ 大学生向けの独占禁止法教室は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式により実施しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になるまでの参考となりました。（学生）

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

| 年度 | 中学校 | 高校 | 大学 |
|--------|------|------|-------|
| H29 年度 | 58 校 | 46 校 | 110 校 |
| H30 年度 | 61 校 | 54 校 | 121 校 |
| R1 年度 | 57 校 | 56 校 | 120 校 |

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局中部事務所

総務課 担当：塚本、櫻井

TEL 052-961-9421（直通）

令和元年度（平成 31 年度）における中部事務所の独占禁止法教室開催実績

| 番号 | 開催日 | 学校名 |
|----|---------------------|--------------------------------------|
| 1 | 平成 31 年 4 月 12 日 | 愛知大学 法学部「経済法 I」受講者 |
| 2 | 平成 31 年 4 月 19 日 | 中京大学 法学部「経済法 A・B」受講者ほか |
| 3 | 平成 31 年 4 月 19 日 | 楣山女学園大学 現代マネジメント学部「経済法 A」受講者 |
| 4 | 令和元年 5 月 9 日 | 名古屋大学 法学部「経済法」受講者 |
| 5 | 令和元年 6 月 4 日 | 愛知教育大学 教育学部「経済学概論」受講者 |
| 6 | 令和元年 6 月 4 日 | 中部学院大学 経営学部・教育学部・スポーツ健康科学部・社会福祉学科生 |
| 7 | 令和元年 6 月 5 日 | 日本大学 国際関係学部「経済学原論」、「法学」、「日本経済」受講者ほか |
| 8 | 令和元年 6 月 17 日 | 東海学院大学 人間関係学部及び健康福祉学部「経済学」受講者 |
| 9 | 令和元年 6 月 25 日 | 中京大学 法学部「経済学 A」受講者 |
| 10 | 令和元年 7 月 2 日 | 名城大学 都市情報学部及び人間学部「経済と社会」受講者 |
| 11 | 令和元年 7 月 18 日 | 高岡法科大学 法学部「経済法 I」受講者 |
| 12 | 令和元年 9 月 27 日 | 日本福祉大学 経済学部及び国際福祉開発学部の学生 |
| 13 | 令和元年 10 月 8 日, 9 日 | 常葉大学法学部 伊藤ゼミ、大久保ゼミ、三浦ゼミ受講者「独占禁止法」受講者 |
| 14 | 令和元年 11 月 5 日 | 四日市大学 「経済政策」受講者（2, 3 年生専門科目） |
| 15 | 令和元年 11 月 14 日 | 名城大学 経済学部「ミクロ経済学 II」受講者 |
| 16 | 令和元年 11 月 15 日 | 東海学院大学 人間関係学部及び健康福祉学部「経営学」受講者 |
| 17 | 令和元年 11 月 20 日 | 金沢大学 人間社会学域 法学類「経済法」受講者 |
| 18 | 令和元年 11 月 22 日 | 楣山女学園大学 現代マネジメント学部「経済法 B」受講者 |
| 19 | 令和元年 11 月 26 日 | 朝日大学 法学部「担保物権法」受講者 |
| 20 | 令和 1 年 12 月 3 日 | 富山大学 経済学部 |
| 21 | 令和 1 年 12 月 4 日 | 中京大学 総合政策学部 |
| 22 | 令和 1 年 12 月 5 日 | 愛知学院大学 経済学部 |
| 23 | 令和 1 年 12 月 6 日 | 豊橋創造大学 経営学部 |
| 24 | 令和 1 年 12 月 9 日 | 日本福祉大学 経済学部及び国際福祉開発学部 |
| 25 | 令和 2 年 1 月 7 日 | 四日市大学 総合政策学部 |
| 26 | 令和 2 年 1 月 14, 15 日 | 静岡大学 人文社会科学部（静岡キャンパス、浜松キャンパス） |
| 27 | 令和 2 年 1 月 27 日 | 名古屋市立大学 大学院経済学研究科 |

平成 30 年度における中部事務所の独占禁止法教室開催実績

| 番号 | 開催日 | 開催対象 |
|----|------------------|------------------------------|
| 1 | 平成 30 年 4 月 13 日 | 中京大学 法学部「経済法 A・B」履修者ほか |
| 2 | 平成 30 年 4 月 19 日 | 名古屋大学 法学部 「経済法」受講者 |
| 3 | 平成 30 年 4 月 20 日 | 愛知大学 法学部「経済法 I」受講者 |
| 4 | 平成 30 年 4 月 26 日 | 名古屋経済大学 法学部「独占禁止法」受講者 |
| 5 | 平成 30 年 4 月 26 日 | 星城大学 経営学部「実践セミナー」受講者 |
| 6 | 平成 30 年 5 月 8 日 | 中部学院大学 経営学部・教育学部・スポーツ健康科学部生 |
| 7 | 平成 30 年 5 月 16 日 | 南山大学 経済学部「公共経済学 B」履修者 |
| 8 | 平成 30 年 6 月 5 日 | 楣山女学園大学 現代マネジメント学部「経済法 A」履修者 |
| 9 | 平成 30 年 6 月 12 日 | 愛知教育大学 教育学部「経済学概論」受講者 |
| 10 | 平成 30 年 6 月 19 日 | 中京大学 「経済学 A」受講者 |

| 番号 | 開催日 | 開催対象 |
|----|-------------------|--|
| 11 | 平成 30 年 6 月 21 日 | 愛知教育大学 教育学部「経済学概論（国際経済を含む）」受講者 |
| 12 | 平成 30 年 6 月 25 日 | 東海学院大学 人間関係学部及び健康福祉学部「経済学」履修者 |
| 13 | 平成 30 年 6 月 26 日 | 名城大学 都市情報学部及び人間学部「経済と社会」受講者 |
| 14 | 平成 30 年 7 月 6 日 | 名古屋学院大学 商学部「経済学Ⅰ」受講者ほか |
| 15 | 平成 30 年 7 月 19 日 | 高岡法科大学 法学部「経済法Ⅰ」受講者 |
| 16 | 平成 30 年 7 月 24 日 | 富山大学 教養科目「産業と経済を学ぶ」履修者 |
| 17 | 平成 30 年 7 月 21 日 | 静岡大学 工学部・情報化学部「経済と社会」受講生 |
| 18 | 平成 30 年 9 月 28 日 | 日本福祉大学 経済学部生 |
| 19 | 平成 30 年 10 月 2 日 | 四日市大学 総合政策学部「経済政策」受講生 |
| 20 | 平成 30 年 10 月 4 日 | 愛知学院大学 経済学部 玉井ゼミ・葛西ゼミ受講生 |
| 21 | 平成 30 年 10 月 12 日 | 名古屋商科大学 経済学部「独禁法と企業」受講生 |
| 22 | 平成 30 年 10 月 17 日 | 日本大学 国際関係学部「経済学原論」、「証券市場論」及び「日本国憲法」受講者 |
| 23 | 平成 30 年 10 月 30 日 | 常葉大学 法学部 伊藤ゼミ・三浦ゼミ受講者 |
| 24 | 平成 30 年 11 月 2 日 | 朝日大学 法学部「担保物権法」受講者 |
| 25 | 平成 30 年 11 月 13 日 | 名城大学 経済学部「ミクロ経済学Ⅱ」受講者 |
| 26 | 平成 30 年 11 月 14 日 | 金沢大学 人間社会学域 法学類「経済法」受講者 |
| 27 | 平成 30 年 11 月 28 日 | 常葉大学 法学部「独占禁止法」受講者 |
| 28 | 平成 30 年 12 月 7 日 | 豊橋創造大学 経営学部「総合講座／経営ビジネス講座」受講者 |
| 29 | 平成 30 年 12 月 13 日 | 帽山女学園大学 現代マネジメント学部「経済法B」受講者 |
| 30 | 平成 30 年 12 月 14 日 | 東海学院大学 人間関係学部及び健康福祉学部「経営学」受講者 |
| 31 | 平成 31 年 1 月 8 日 | 四日市大学 「経済学」受講者 |
| 32 | 平成 31 年 1 月 17 日 | 南山大学 法学部「経済法B」受講者 |
| 33 | 平成 31 年 1 月 21 日 | 名古屋市立大学「実験経済学Ⅰ」受講者 |